



# TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42, Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110  
E-MAIL: inter@tjprannarai.co.th URL: http://www.tjprannarai.co.th TEL: 0-2712-3199 FAX: 0-2712-3201  
TAX ID: 0105544009103 (Head Office)

## タイ国 法律改訂情報 Vol. 66 (2016年6月16日発行)

みなさま、こんにちは。タイ国法律改定情報 Vol. 66 は「**国税局告示：資産リース契約時の源泉徴収**」をお送り致します。本ニュースは、2016年5月31日に国税局より新たに配信されたものです。2016年5月31日までは、リース契約に関しての源泉徴収税はありませんでしたが、2016年6月1日より5%となりました。

### 国税局告示：資産リース契約時の源泉徴収

国税局が発表した国税局告示 Tor.Por.176/2552 件名：税法典第40条に基づく評価対象所得の支払者に対する源泉徴収義務の告示(2009年10月6日付)により追加改定された、国税局告示 Tor.Por.4/2528 件名：税法典第40条に基づく評価対象所得の支払者に対する源泉徴収義務の告示(1985年9月26日付)の第6条、第二段落及び第三段落を廃止し、国税局告示 Tor.Por.259/2559 件名：税法典第40条に基づく評価対象所得の支払者に対する源泉徴収義務の告示(2016年5月10日付)を2016年6月1日以降に支払う評価対象所得から有効とする。

国税局は、2016年6月1日以降の賃貸料、またはその他のリース契約に基づく資産の賃貸による利益の支払者である会社、または法人パートナーシップ、或いはその他の法人は、国税局告示 Tor.Por.4/2528 件名：税法典第40条に基づく評価対象所得の支払者に対する源泉徴収義務の告示(1985年9月26日付)の第6条に基づき、支払所得の5%を源泉徴収するよう通達するものである。以上、説明及び告示致します。

国税局

2016年5月31日

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

今回は、2016年7月21日(木)です

# TJP サービスのご案内

## ★通訳者派遣

半日から対応が可能です。日本語能力検定N1の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査、M&Aなど難易度が高い案件の対応可能です。

## ★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

契約書、覚書、法規関連文書からマニュアルや仕様書まで多岐に渡ります。

翻訳経験 10 年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

## ★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成。カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

## ★各種ご相談

法律関連のご相談は有料となっております。相談料は 1 案件 5,000THB～となっております。

### ★定型フォーマットのご紹介

お客様からの「フォーマットを作って欲しい」というお声から生まれました。

社内で頻繁に使用される定型フォーマットを販売しております。

日本語・タイ語のセットで 1,500THB です。

「雇用契約書」「警告書」「退職届」「解雇通知書」「給与証明」など

9 種類のフォーマットをそろえております。

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/index.html>

### 【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: [jpntrans@tjprannarai.co.th](mailto:jpntrans@tjprannarai.co.th)

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

過去のバックナンバーは無料でダウンロードが可能です。↓

<http://www.tjprannarai.co.th/jp/consulting/information.html>